調査士業務における諸問題の法的検討

2009.9.12
弁護士　渡辺伸二
（土地家屋調査士会）

第１　質問①（住民票・戸籍謄本の取得について）

１　隣接地所有者が所在不明の場合に、戸籍・住民票の写し等職務上請求書を使用する際の法的根拠と現状について

（１）法的根拠

・戸籍法10条の2第3項＝非紛争処理手続き代理業務の場合
（依頼者の氏名が必要）

・　同条の2　第4項3号＝紛争処理手続き代理業務の場合
（依頼者の氏名は不要）
★理由は、依頼者の個人情報保護のため

（２）戸籍法改正の意味

原則公開→原則非公開に（個人情報の保護と不正請求の増加防止）

・戸籍法10条＝本人請求（請求理由不要）　　cf）住基12条
・戸籍法10条の2第1項＝第三者請求（正当な理由が必要）
cf）住基12条の3第1項
・戸籍法10条の2第2項＝公用請求　　cf）住基12条の2
・戸籍法10条の2第3項・4項＝職務上請求 cf）住基12条の3第2項～

（３）結論：戸籍法が改正されたが、例外なく問題ない

２　土地家屋調査士会連合会の職務上請求書の記載に関する連絡について

（１）使用事例は全て非紛争処理手続き代理業務の場合

（２）例１で、ＢＣの筆界特定の申請代理を行うために甲から依頼を受けて相手方である乙の戸籍の附票及び住民票の写しを請求する場合は
→　紛争処理手続き代理業務の場合となり、依頼者の氏名の記載は不要となる

３　大阪府の本人への通知制度について

（１）本人通知の

制度通知を希望する人は市町村に登録。委任状を持った代理人のほか、職務としてこれらの書類を申請できる弁護士などの第三者から請求があった場合、市町村が登録者に請求があったことを通知する制度。

代理人は明らかになるが、第三者が誰かは明らかにはならないとする。

（２）日弁連は、①訴訟、執行、保全手続きの密行性、遺言などの秘密性保持の観点、②戸籍法改正、住基法改正でも検討されたが見送られた経過から反対の申し入れをしている（09年8月7日付）。

第２　質問②（境界確定書に関する諸問題）

【参考文献】「境界の理論と実務」寶金利明（ホウキン）著
日本加除出版（株）発行・平成21年4月

１　境界確認書の隣地所有者にもらう実印・印鑑証明書添付の意義について

（1）境界確認書の性格

①筆界調査における立会の意味

・原則＝本来公法上の筆界が明確であれば当事者の立会は不必要

・現実＝ところが、現状では地図・公図等の公的資料は、多くの場合、一義的な意味における現地復元性をもたない。

そのため、境界紛争を防止するため関係当事者の指示する争いのない筆界が地図・公図に照らし矛盾がなければこれを筆界と判定することが適切だという現実的理由

↓

・したがって、関係当事者の所有権界の合意が成立するものではないから

《後日》理屈としては

ａ）異なる位置を筆界と主張することも可能

ｂ）所有権界の争いも可能

《実際は》一度言ったことは容易に覆しがたい

②所有権界確認のための立会の意味

所有権界和解の効果を生じる場合は＝所有権界の紛争を終局的に終結させる意思の存在

ａ）境界標を新たに設置した

ｂ）既設の境界標を相互の了解の下で移設した

ｃ）相互に了解した境界線上へ塀を構築した

ｄ）立会の成果を現地復元性のある図面に記載し、相互に署名押印した

↓

所有権界の確定なので《後日》理屈としては

ａ）異なる位置を筆界と主張することも可能＝実益はないが

（2）立会人は誰か

①の場合＝登記名義人

②の場合＝真の現所有者

（3）認め印の場合との効力の差はあるのか

①の場合＝地積更正など法務局の壁がある

②の場合＝本人の意思確認が明確か否かの違いのみ

（4）地積更正･分筆登記の際に境界確定書が必要とされる根拠

①法律上は要求されていない

②政令・規則上は要求されていない

③土地建物実地調査要領（東京法務局民事行政部長依命通達）で規定

○土地建物実地調査要領

【平成8年6月5日1不登1第101号東京法務局民事行政部長依命通達】

(立会証明書等の添付)

第22条　**地積の更正**(地積の増加、又は減少をいう。)の登記の申請書には、当該土地に隣接する土地の所有者又は代理人(以下「関係人」という。)において作成した「土地の筆界について異議なく確認されたものである。」旨の別紙第10号様式による立会証明書又は、これに準ずる書面(筆界を確認していることの証明書、例えば、区分所有建物の敷地権のように多数の所有者が共有する土地については、共有者の3分の2以上の者の「土地の筆界に関し異議のない。」旨の同意書又は、管理人としての資格による「土地の筆界に関し異議のない。」旨の書面等の筆界に異議のないことを認めていることの確認できる書面をいう。)の

添付をできる限り求めるものとする。
2　前項の書面には、できる限り関係人の印鑑証明書の添付を求めるものとする。
3　第8条第2項ただし書の規定は、前項の印鑑証明書を添付することができない場合に準用する。
4　分筆の登記の申請書には、第1項の規定を準用する。ただし、添付された地積の測量図が登記所保管の地積の測量図と符合する場合には、添付を省略することができる。
5　前項の立会証明書は、添付された現地調査書の記載によって、筆界が確認されたことの信憑性が得られているときは、その現地調査書をもってこれに代えることができる。

（5）地積更正･分筆登記の際に印鑑証明書が必要とされる根拠
①法律上は要求されていない
②旧不動産登記事務取扱手続準則（法務省民事局長通達）で規定

（印鑑証明書等の添付）
第89条　申請書の添付書類で、申請人以外の者の証明に係るものがある場合において必要があるときは、その者の印鑑証明書を添付させるものとし、・・以下略

★　新準則には規定されていない
③土地建物実地調査要領（東京法務局民事行政部長依命通達）で規定

第３　質問③（自治体の境界査定結果に関する諸問題）
―自治体の境界査定結果について、後にトラブルが生じた場合―

１　立会が不調になり、後日申請人（代理人を含む）の報告図面（隣接地の再立ち会い及び承諾を得た旨の記載あり）のみで境界確定している場合
（実際には隣接地の立ち会い承諾なし）
（1）境界確定は有効か
（2）また、自治体の境界査定の効力は

★前提問題＝官民境界の確定も官民境界確定決定（国有財産法31条の4）以外は民間と同じ
（1）「有効か」との意味の問題。「以前の立会で私は了解していないから再度立会調査して欲しい」と要請された場合、再度立会調査すべきか＝すべき。
（2）無効か。その意味は？
同官民境界確定書を添付して地積更正登記を行ったが、異議を述べる人が地積更正登記の無効を主張できるか？＝確認行為であるから訴えの利益がない→所有権確認はできる
分筆登記がなされた場合は＝分筆登記の無効を主張する訴えの利益がない→所有権確認はできる

２　隣接地所有者として立ち会いに出席できなかったが、後日申請人より確定書への押印依頼があったため、あまりよく考えずに押印し、その結果により境界確定しているが、１０年以上後に、図面の位置が実際の境界と違っていることに気付いた場合
（1）境界確定は有効か

（1）「境界確定は有効か」とは
①10年以上経った後に「当時の境界を訂正して下がって欲しい」と言えるか

・明確な根拠があれば錯誤無効と言える
・所有権界の和解でもない

３　１の場合に対面の所有者が査定結果に基づき、ブロック塀等の構造物を築造してきた場合
（１）撤去してもらう方法はあるのか。

（１）公道の使用権の妨害排除として
横浜地裁　昭和５９年１２月２６日判決：市道使用妨害損害賠償請求事件
最高裁第一小法廷　昭和３９年1月１６日判決：村道共用妨害排除請求事件
◆村民各自は、村道に対し、他の村民の有する利益ないし自由を侵害しない程度において、自己の生活上必須の行動を自由に行いうべき使用の自由権を有する。
◆この通行の自由権は公法関係から由来するものであるけれども（村民は地方自治団体が村道を開設していることの反射的効果として村道を使用できる利益を有するに過ぎないもので、固有の権利を有するものではない)、各自が日常生活上諸般の権利を行使するについて欠くことのできない要具であるから、これに対しては民法上の保護を与うべきは当然の筋合である。故に一村民がこの権利を妨害されたときは民法上不法行為の問題の生ずるのは当然であり、この妨害が継続するときは、これが排除を求める権利を有することは、また言を俟たないところである。

４　境界が不明確な赤道等に面して構造物を設置する場合、
（１）対面の所有者の承諾は不要か。
（２）また、構造物の築造により幅員がなくなってしまい通行できなくなった場合、撤去してもらう方法はあるのか

（１）対面の所有者の権利を侵害しない限り承諾は不要
（２）前記３と同様

５　境界確定後の裁判等で境界誤認が明らかになった場合、
（１）関与していた土地家屋調査士の責任は
（２）土地家屋調査士は助言や確定図面の作成等のみで、確定行為への関与はしていないがどうか

（１）土地家屋調査士は民間ＡＤＲの業務を除いて境界に関する法律紛争には元来関与する立場にない。したがって、土地家屋調査士が関与した事務について法律紛争が生じたとしても法的責任を負う立場にない。
（２）図面の作成が誤っていた場合には、土地家屋調査士に過失（注意義務違反）があれば法的責任が発生する。
・誰に対する責任か　依頼者：債務不履行責任　第三者：不法行為責任
・賠償責任は：相当因果関係のある損害に限る

第４　質問④（土地家屋調査士の業務について）
―相隣接する土地の境界確定を同一土地家屋調査士がする場合、利益相反行為となるか―

１　境界立ち会いしてくれた隣地所有者が自分の土地も測量して欲しいと依頼され測量したところ、前に指示した境界が違っていたと言い始めた場合

（1）利益相反行為となるか

（1）土地家屋調査士の業務による区別

①表示に関する登記についての不動産の調査・同登記申請の代理

同業務は紛争を前提としていない

②筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務

調査士法 22 条の 2：同業務は紛争を前提としているので

但し、その場合でも「相手方の他事件」で「依頼者の同意がある」場合は

（2）本件の結論

本件は表示に関する登記についての不動産の調査・同登記申請の代理業務

よって、隣地所有者の土地の調査を受任しても利益相反となることはない

しかし、以前の測量時の境界と異なる境界を前提とする手続については、調査士倫理としては判明した時点で回避・辞任するのが相当と考える

第５　質問⑤（特定のケース問題について）

１　下記図面の１－１の土地所有者甲から分筆の依頼を受けたが、１－２は登記上及び公図上他人名義となっていた。１－２の登記名義人は明治時代に取得した３代前の亡者となっている。甲は１－２の土地も１－１の土地と一体的に利用して 20 年以上所有の意思をもって占有を継続してきており、取得時効の要件が備わっている。

（1）１－２の他人名義の相続人の立ち会いが必要か

（2）１－２の管理者として１－１の所有者甲が立ち会い分筆した場合、土地家屋調査士の責任を問われるか

（3）１－２の他人名義の被相続人の相続人がいない場合、どうしたらいいのか

記

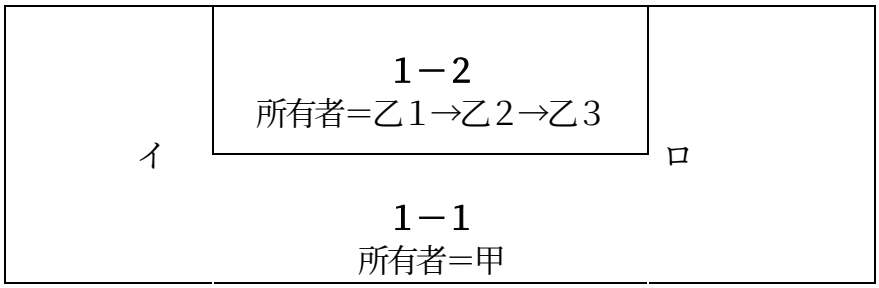

（1）について

１－２について取得時効が完成していれば、乙３はイ-ロの筆界について当事者適格を失うはず。しかし、イ-ロの位置が確定しない限り乙３はどれほどの自己所有地を甲に移転登記したらいいか判明しないので、乙３はなお当事者適格を失わない。＝立会必要

（2）について

分筆登記が受理されないと考える。

時効取得による所有権移転登記手続の訴訟を提起し勝訴判決を得てから分筆登記をすることになる。

その際、１－２の土地の地積測量図はどう作成するのか。決め打ちで良い。

乙３が欠席する場合どうなるか

乙３が出頭して争う場合どうなるか

（3）について

相続財産管理人を選任する

以上

法文資料

不動産登記法

（職権による表示に関する登記）
第 28 条
　表示に関する登記は、登記官が、職権ですることができる。
（登記官による調査）
第 29 条
　登記官は、表示に関する登記について第 18 条の規定により申請があった場合及び前条の規定により職権で登記しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該不動産の表示に関する事項を調査することができる。
2　登記官は、前項の調査をする場合において、必要があると認めるときは、日出から日没までの間に限り、当該不動産を検査し、又は当該不動産の所有者その他の関係者に対し、文書若しくは電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの提示を求め、若しくは質問をすることができる。この場合において、登記官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（実地調査）　**不動産登記事務取扱手続準則**（平成 17 年 2 月 25 日　改正）

第６０条　登記官は，事情の許す限り積極的に不動産の実地調査を励行し，その結果必要があるときは，職権で，表示に関する登記をしなければならない。
2　実地調査は，あらかじめ地図その他各種図面等を調査し，調査事項を明確にした上で行うものとする。

不動産登記規則

（実地調査）
第 93 条　登記官は、表示に関する登記をする場合には、法第 29 条 の規定により実地調査を行わなければならない。ただし、申請に係る不動産の調査に関する報告（土地家屋調査士又は土地家屋調査士法 人が代理人として登記を申請する場合において、当該土地家屋調査士（土地家屋調査士法 人の場合にあっては、その代表者）が作成したものに限る。）その他の申請情報と併せて提供された情報又は公知の事実若しくは登記官が職務上知り得た事実により登記官が実地調査をする必要がないと認めたときは、この限りでない。

国有財産法

第 31 条の 3
1　各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の境界が明らかでないためその管理に支障がある場合には、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して、境界を確定するための協議を求めることができる。
2　前項の規定により協議を求められた隣接地の所有者は、やむを得ない場合を除き、同項の通知に従い、その場所に立ち会って境界の確定につき協議しなければならない。

民法

（和解）
第 695 条　和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる。
（和解の効力）
第 696 条　当事者の一方が和解によって争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有し

ていなかった旨の確証又は相手方がこれを有していた旨の確証が得られたときは、その権利は、和解によってその当事者の一方に移転し、又は消滅したものとする。

戸籍法

第10条　戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされたものであつて、当該記載が第二十四条第二項の規定によつて訂正された場合におけるその者を除く。）を含む。）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求をすることができる。

2　市町村長は、前項の請求が不当な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができる。

3　第一項の請求をしようとする者は、郵便その他の法務省令で定める方法により、戸籍謄本等の送付を求めることができる。

第10条の2　前条第一項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

一　自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合　権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由

二　国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合　戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由

三　前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合　戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

2　前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

3　第一項の規定にかかわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士は、**受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、**戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

4　第一項及び前項の規定にかかわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、**受任している事件について次に掲げる業務を遂行するために必要がある場合には、**戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

一　弁護士にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務

二　司法書士にあつては、司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項第三号及び第六号から第八号までに規定する代理業務

三　土地家屋調査士にあつては、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第二号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第四号及び第七号に規定する代理業務

6　前条第三項の規定は、前各項の請求をしようとする者について準用する。

第10条の3　第十条第一項又は前条第一項から第五項までの請求をする場合において、現に請求の任に当たつている者は、市町村長に対し、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たつている者を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を明らかにしなければならない。

2　前項の場合において、現に請求の任に当たつている者が、当該請求をする者（前条第二項の請求にあつては、当該請求の任に当たる権限を有する職員。以下この項及び次条において「請求者」という。）の代理人であるときその他請求者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たつている者は、市町村長に対し、法務省令で定める方法により、請求者の依頼又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書面を提供しなければならない。

第10条の4　市町村長は、第十条の二第一項から第五項までの請求がされた場合において、これらの規定により請求者が明らかにしなければならない事項が明らかにされていないと認めるときは、当該請求者に対し、必要な説明を求めることができる。

土地家屋調査士法

第3条（業務）

調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

★二　不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理

三　不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五号において同じ。）の作成

★四　筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次号において同じ。）についての代理

五　筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成

★七　土地の筆界（不動産登記法第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第二十五条第二項において同じ。）が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をいう。）であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理

2　前項第七号及び第八号に規定する業務（以下「民間紛争解決手続代理関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する調査士に限り、行うことができる。この場合において、同項第七号に規定する業務は、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、行うことができる。

一　民間紛争解決手続代理関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。

二　前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。

三　土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の会員であること。

第四章　土地家屋調査士の義務

第二十条（事務所）

調査士は、法務省令の定める基準に従い、事務所を設けなければならない。

第二十一条（帳簿及び書類）

調査士は、法務省令の定めるところにより、業務に関する帳簿を備え、且つ、関係書類を保存しなければならない。

第二十二条（依頼に応ずる義務）

調査士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼（第三条第一項第四号及び第六号（第四号に関する部分に限る。）に規定する業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）を拒んではならない。

第二十二条の二（業務を行い得ない事件）

調査士は、公務員として職務上取り扱つた事件及び仲裁手続により仲裁人として取り扱つた事件については、その業務を行つてはならない。

2　調査士は、次に掲げる事件については、第三条第一項第四号から第六号（第四号及び第五号に関する部分に限る。）までに規定する業務（以下「筆界特定手続代理関係業務」という。）を行つてはならない。ただし、第三号及び第七号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一　筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二　筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

★三　筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件（第三条第一項第五号に規定する業務に関するものとして受任しているものを除く。第七号において同じ。）の相手方からの依頼による他の事件

四　調査士法人（第二十六条に規定する調査士法人をいう。以下この条において同じ。）の社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの

五　調査士法人の社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであつて、自らこれに関与したもの

六　調査士法人の使用人である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

★七　調査士法人の使用人である場合に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件（当該調査士が自ら関与しているものに限る。）の相手方からの依頼による他の事件

3　第三条第二項に規定する調査士は、前項各号に掲げる事件及び次に掲げる事件については、民間紛争解決手続代理関係業務を行つてはならない。ただし、同項第三号及び第七号に掲げる事件並びに第二号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一　調査士法人（民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人を除く。次号において同じ。）の社員である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

二　調査士法人の社員である場合に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務に関するものとして受任している事件（当該調査士が自ら関与しているものに限り、第三条第一項第五号に規定する業務に関するものとして受任しているものを除く。）の相手方からの依頼による他の事件

第二十三条（虚偽の調査、測量の禁止）

調査士は、その業務に関して虚偽の調査又は測量をしてはならない。

第二十四条（会則の遵守義務）

調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会の会則を守らなければならない。

第二十四条の二（秘密保持の義務）

調査士又は調査士であつた者は、正当な事由がある場合でなければ、業務上取り扱つた事件について知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

住民基本台帳法

第12条の3（本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付）

市町村長は、前二条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第七項において同じ。）のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

一　自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者

二　国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三　前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

2　市町村長は、前二条及び前項の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

3　前項に規定する「特定事務受任者」とは、弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。

4　第一項又は第二項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　申出者（第一項又は第二項の申出をする者をいう。以下この条において同じ。）の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあつては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　現に申出の任に当たつている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たつている者の氏名及び住所

三　当該申出の対象とする者の氏名及び住所

四　第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用の目的

五　第二項の申出の場合にあつては、前項に規定する特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称（当該受任している事件又は事務についての業務が裁判手続又は裁判外手続における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務その他の政令で定める業務であるときは、当該事件又は事務についての資格及び業務の種類）

第11条の2（個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

一　統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施

二　公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施

三　営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施